

平成28年9月26日

各 位

株式会社 北海道銀行

## 東神楽町との「地方創生に関する包括連携協定」の締結について

北海道銀行（頭取 笹原晶博）は、東神楽町との間で包括的な連携・協力を進めることにより、地方創生の実現を目指すため、「地方創生に関する包括連携協定」を締結することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

東神楽町における地方創生を実現するため、地域経済の活性化に関する事業等の実施において、相互的人的・知的資源の活用と交流により、効果的な事業の実施、情報の提供に努めることで、地域活力の増進・地域経済の発展及び住民サービスの向上を図ることを目的とします。

今回の協定の締結により、平成27年9月に東神楽町が策定した「東神楽町地方版総合戦略」の推進に向けて、積極的な連携を図ってまいります。

#### 2. 連携の概要

北海道銀行は、地域に根ざした金融機関として、以下の事項について東神楽町と連携・協力を行うてまいります。

- (1) 地域経済の活性化に関する事業
- (2) 観光産業の活性化に関する事業
- (3) 創業支援及び地域企業の育成に関する事業
- (4) 移住・定住促進及び空き家対策に関する事業
- (5) まちづくり及び公共施設等の整備に関する事業
- (6) 災害時における地域支援に関する事業
- (7) その他地方創生の推進に関する事業

#### 3. 調印式

- (1) 日 時 平成28年9月28日（水）11時00分
- (2) 場 所 東神楽町役場 1階 応接室
- (3) 出席者 東神楽町 町長 山本 進 様  
北海道銀行 常務執行役員道北地区営業担当兼旭川支店長 清河 智英

以 上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

北海道銀行 地域振興公務部 大田・川原 011-233-1323  
広報CSR室 大海・西東 011-233-1005